

第 2 回研究会における主な意見

論点	主な意見
<p>○論点 1 ガイドラインの適用対象をどのように定めるべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業会社と局会社の 2 者を適用対象とすべき。 ・ 事業会社のみを適用対象とし、一元的に責任を持つ事とした方が、制度的にすっきりすると思う。 ・ 個人情報が一番集まるのは郵便局会社なので、そこに責任や枠をかけやすい仕組みとして、局会社も適用対象に入れる考えでもよいのは。
<p>○論点 2 保有個人データのうち支店・郵便局単位で管理されているものの開示・利用停止等について、どのように規定すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の実務が動くかどうかの観点も踏まえ規定を定めるべき。 ・ 責任の所在を考えれば、事業会社が垂直的に調整を行えるような仕組みが良いと思う。 ・ 事業会社に限るか局会社も含めるか、論点 1 と一緒に、再度考えることとしたい。
<p>○論点 3 取扱量が多いために保有している大量の個人情報について特則が必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報量が多い事を理由として、特定の訓示規定を設ける必要はないと思う。(全会一致)
<p>○論点 4 送達に関する情報以外に保有している転居情報、内容証明謄本等の情報についての特則が必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配達原簿ファイルは、その重要性に鑑み、訓示規定以上に明確な形で管理・配慮を行えるようにすべき。 ・ 住民基本台帳が非公開の方向に向かっている現在、配達原簿ファイルの重要性は一層重要になってきている。取扱には何らかの配慮があるべき。